

# 入札説明書

令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所各種損害保険（除く財産保険）

令和8年2月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和8年2月12日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所各種損害保険（除く財産保険）
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 仕様 仕様書による。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「その他」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) スタンダード&プアーズ、あるいはムーディーズにおける信用格付けで「A-」以上（「勝手格付」を含む。）の格付けを得ていること。
- (7) 仕様書に対する保険内容について、提案書（任意様式）の提出を行いその内容について了承を受けた者であること。

3. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

4. 電子入札システムの利用

本件調達を電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のICカードに限る。）を取得していること。

・ <https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

また、同システム使用にあたっては、業者番号が発行されている必要があります。8. (1) ①の提出の際に必要な。業者番号発行の手続きについては、以下URLの「電子入札システムの導入について」を参照のこと。

・ <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/>

なお、同システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

5. 入札及び開札の日時及び場所

令和8年3月10日（火）15時00分

国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅱ 1階 第1会議室

（茨城県つくば市小野川16-2）

6. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書、添付資料等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。

①提出期間：令和8年2月12日（木）から令和8年2月19日（木）16時00分まで。

②提出場所：〒103-0027

東京都中央区日本橋2-2-16 共立日本橋ビル4階  
共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社（保険仲立人）  
営業本部 公務営業室（担当者：甘草）  
TEL 03-5962-3039  
E-mail hiromasa.amakusa@kibj.co.jp

③提出方法：質問は、別紙5「確約書」とともに示す別紙6「質問状兼回答書」に記入し、持参、郵送又は電送により提出すること。

④回答方法：入札説明書等に対する質問についての回答は、上記保険仲立人より順次行う。

## 7. 入札参加資格証明書類等の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、本入札説明書2. (1) 及び(6)に示す競争参加資格にかかる証明書を次に従い提出すること。

①提出期限：令和8年3月4日（水）16時00分

②提出場所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川16-2  
国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係  
TEL 029-850-2775（担当：濱田）

③提出方法：書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする。）により提出する。また、電子入札システム（同システムにより入札する者に限る。）若しくは電子メール（送付先：chotatsu@nies.go.jp）による電子データの提出も可とする。

(2) 入札に参加しようとする者は、本入札説明書2. (7)に示す仕様書に対する提案書及び1. (1)の業務に要する費用の参考見積書の提出を行うこと。なお、提案書については2部提出すること。

①提出期限：令和8年3月4日（水）16時00分まで

②提出場所：6. (1) ②に示すとおり

③提出方法：書面は持参又は郵送（書留郵便に限り、受領期間必着とする。）することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、提案書は、引受の際に実際に適用する約款、特約条項など一切の契約条文を意味し、汎用の約款集等を提出する場合には、適用箇所をラインマーカーと付箋の両方で漏れなく明示を行うこと。

(3) (1) 及び(2)で提出した証明書及び提案書につき、契約者等の了承を得なければ、入札に参加することはできない。なお、提案書の可否については、開札日の2営業日前17時00分までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

## 8. 入札及び開札

(1) 電子入札の場合

①電子入札システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、入札者又は代理人等の電話連絡先（開札時、開札執行員等からの電話を確実に受けられる番号とすること。）が記載された書類をPDF化し添付の上、7. (1) ①の日時までに提出すること。

②5. の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

③入札金額については、1. (1)の業務に関する一切の費用を含めた額とする。

④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。

⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。

- ⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 紙入札の場合

- ①紙入札での参加については、紙入札方式参加届（別紙1）を7.（1）①の日時までに7.（1）②の場所へ持参、郵送又は電子メール（chotatsu@nies.go.jp）により提出すること。
- ②入札書（別紙2）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。なお、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第〇回）を記載すること。
- ③入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ④入札金額については、1.（1）の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
- ⑤落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑥入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑦入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑧当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。  
提出期限：入札及び開札の前日（※）16時00分  
※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。  
提出場所：本入札説明書7.（1）②と同じ
- ⑨入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書2.（1）の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑩入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させるときは、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。なお、⑧により入札書を郵送する場合も同様とし、入札書を郵送する際に委任状を同封するものとする。
- ⑪入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑫開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑬入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑭提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑮入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人等の提出した入札書
- (3) 記名を欠いた入札書

- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

## 1 0. 落札の決定

本入札説明書 2 の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 1 3 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 1 1. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、以下の事項に留意すること。

- ・再度入札の時刻は入札執行者（弊所職員）が指定する（電子入札による応札を行う場合は特に留意すること。）。
- ・再度入札の回数は原則として 2 回を限度とする。ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

## 1 2. 同価格の入札が 2 人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の 3 桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙 2）の記載欄に任意の 3 桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
- (2) 前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

## 1 3. 低入札価格調査制度の実施

- (1) 本調達は、落札者となるべき者の入札価格が国立環境研究所の規定する基準価格より下回った場合に低入札価格調査を行う。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、基準価格を下回った場合、開札執行者は入札者に対して「保留」の旨宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて開札を終了する。
- (3) その後、国立環境研究所において、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。入札者は、事情聴取及び当所から求められた書類の提出について協力すること。
- (4) (3) に基づき調査を行った後の結果の通知は以下による。
  - ①調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、直ちに (2) の落札者となるべき者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
  - ②調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、(2) の落札者となるべき者以外の者が落札者として決定された場合には、当該落札者には落札者となった旨の必要な通知を行い、最低価格入札者には落札者とならなかった理由等を通知する。併せて他の入札者全員に対して落札決定があった旨を通知する。

#### 1 4. 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は、可能な限り詳細に記載すること。
- (2) 内訳書の様式は自由とする。
- (3) 内訳書は返却しない。

#### 1 5. その他

##### (1) 再委託等の制限

落札者は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を書面により申請し、承認を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」（当研究所HPに掲載）を参照すること。

掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saiitaku.pdf>

#### 1 6. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

#### 1 7. 入札結果及び契約情報の公表について

##### ① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システム及び入札情報公開システムにおいて公表する予定である。

##### ② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のWEBサイトにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のWEBサイトで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

##### 1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

##### 2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・ 3分の1以上2分の1未満

・ 2分の1以上3分の2未満

・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

- 3) 提供を求める情報
  - ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）
  - イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高
- 4) 公表の時期  
契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

18. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777（受付時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30）

Email: [sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com](mailto:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)

◎添付資料

- ・別紙 1 紙入札方式参加届
- ・別紙 2 入札書
- ・別紙 3 委任状（代理人用）
- ・別紙 4 委任状（復代理人用）
- ・別紙 5 確約書
- ・別紙 6 質問状兼回答書
- ・別紙 7 暴力団排除に関する誓約事項
- ・（参考）紙入札に当たっての留意事項
- ・別添 1 損害保険仕様書

(別紙1)

年 月 日

## 紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所各種損害保険（除く財産保険）

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙2)

# 入 札 書

金	_____	円
内訳		
1. 自動車保険	_____	円
2. ヨット・モーターボート総合保険	_____	円
3. 賠償責任保険	_____	円
4. 役員傷害保険	_____	円
5. 普通傷害保険	_____	円
6. 海外旅行保険	_____	円
7. 労災総合保険	_____	円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所各種損害保険（除く財産保険）

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。  
御採用のうえは確実に履行いたします。  
なお、入札説明書別紙7の暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

<記入例>

# 入 札 書

金	円
内訳	
1. 自動車保険	円
2. ヨット・モーターボート総合保険	円
3. 賠償責任保険	円
4. 賠償責任保険(MRI)	円
5. 役員傷害保険	円
6. 普通傷害保険	円
7. 海外旅行保険	円
8. 労災総合保険	円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所各種損害保険（除く財産保険）

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。  
御採用のうえは確実に履行いたします。  
なお、入札説明書別紙7の暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

令和××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社△△△△

代 表 者 名 代表取締役 □ □ □ □  
< (復) 代理人 ◎ ◎ ◎ ◎ >

※代理人又は復代理人が入札する際は、代表者に代わり  
代理人又は復代理人が記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙3)

年 月 日

# 委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者名

今般、私は、 を代理人と定め、令和8年2月12日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所各種損害保険（除く財産保険）」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

## 記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :  
担当者名 :  
責任者名 :  
TEL :  
E-mail :

(別紙4)

年 月 日

# 委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所  
商号又は名称  
氏 名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和8年2月12日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所各種損害保険（除く財産保険）」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙5)

令和 年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 御中

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

## 確 約 書

当社は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴研究所」という）に対する損害保険入札に当たり、貴研究所から提供を受ける一切の情報並びに資料の取扱いについて、以下の条項を確約します。

### 第一条（対象情報）

当社は、損害保険入札のために貴研究所から提供を受ける資料（以下「対象情報」）の秘密を本確約書の条件に従い保持します。ただし、対象情報には次の情報は含まれないものとします。

- （1）当社が対象情報を入手した時点で当社が既に保有していた情報
- （2）当社が対象情報を入手した時点で公知であるか、又は対象情報を入手した後、当社の過失によることなく公知となった情報
- （3）当社が正当な権限を有する第三者より入手した情報
- （4）法令や政府機関等の機関により開示された情報

### 第二条（守秘義務）

- （1）当社は、対象情報を入札のための保険料見積り作成のみに使用し、それ以外の目的に使用しません。
- （2）当社は、対象情報について、当社と資本関係があるグループ内保険会社間において、共同利用及び情報交換等を行いません。
- （3）当社は、対象情報の取扱いに十分注意し、貴研究所の事前の同意なくしては対象情報を第三者に漏洩しません。ただし、当社が行なう損害保険入札に関して当社の顧問弁護士・公認会計士に相談する場合、本書と同様の守秘義務に関する確約書を得た上で、開示する場合はこの限りではありません。
- （4）貴研究所の同意を得た上で対象情報の開示を行う場合には、当社はかかる開示を受ける者に対しても自己の責任において本確約書に定める条項を遵守させます。

### 第三条（対象情報の取扱い）

- （1）当社は、対象情報を善良な管理者の注意をもって管理・保管します。
- （2）貴研究所より要求を受けた場合には、当社は対象情報に関わる資料を全て貴研究所の指示に従い、速やかに返却または廃棄します。

### 第四条（有効期間）

本件損害保険入札が終了した後であっても、当社は本確約書の条項を遵守します。

第五条（問題の解決）

本確約書に定めなき事項又は本確約書の解釈に疑義が生じた場合には、当社は貴研究所と協議の上、その円滑な解決に努めます。

以上

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

TEL :

E-mail :

(別紙6)

## 質問状兼回答書

(令和8年2月12日(木)から令和8年2月19日(木))

	質問内容	回答
1.		
2.		
3.		
4.		
5.		
6.		
7.		
8.		
9.		
10.		
11.		
12.		

会社名:

ご担当者名:

電話番号:

FAX番号:

E-mailアドレス:

(別紙7)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の国立研究開発法人国立環境研究所へ報告を行います。

(参 考)

#### 紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について  
本調達に関する質問回答書は電子入札システム及び当研究所HP上で閲覧可能である。
2. 入札書について  
入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。  
なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。
3. 委任状について
  - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
  - 2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を  
経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代  
理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。
4. 資格審査結果通知書の写しを用意すること。
5. 郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出するこ  
と。

## 損害保険仕様書

### 1. 件名

令和8年度国立研究開発法人国立環境研究所各種損害保険(除く財産保険)

### 2. 保険契約基本事項

- <1>保険契約者 国立研究開発法人国立環境研究所  
 <2>被保険者 同上(各保険の被保険者に別途規定がある場合には、その規定のとおり。)ならびに同法人の役職員(派遣社員等を含む)  
 <3>保険期間 始期 令和8年4月 1日 午後 4時 から  
 終期 令和9年4月 1日 午後 4時 まで 1年間  
 ただし、9. 海外旅行保険については令和8年4月1日午前0時から令和9年3月31日午後12時までとする。  
 <4>支払方法 一時払い、ただし保険料払い込み猶予特約条項付帯のこと  
 <5>その他  
 ・本仕様書記載の特約条項以外で補償範囲を縮小変更する特約は一切付帯しないものとする。  
 ・保険仲立人扱とする。  
 ・保険証券に「仕様書のとおり」と記載すること  
 ・本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、当所の指示に従うものとする

### 3. 自動車保険

- <1>保険種類・使用約款 自動車保険及び名称は問わないが、各社認可取得のいわゆる総合自動車保険を基本とする。  
 ただし、車種毎に適用可能な約款が異なることが想定されるため、下記「<4>担保内容」を参照すること。  
 <2>被保険者  
 ・国立研究開発法人国立環境研究所  
 ・請負契約又は派遣契約による車両管理者  
 必要に応じて該当する者が被保険者となるように全車両に特約を付帯すること。  
 <3>保険の目的 保険契約者が所有する全車両 (別紙6のとおり)  
 <4>担保内容

補償区分	補償危険	保険金額	免責金額	備考
車両保険	一般条件	別紙明細 6	0 (なし)	
賠償	対人賠償	無制限		
	対物賠償	無制限	0 (なし)	
傷害	人身傷害	1億円		
	無保険車傷害	2億円		

- <5>契約条件  
 ・車両保険は、車両危険限定担保特約は付帯しないこと。いわゆる一般車両とする。  
 ・車両保険金額は車両価額協定を付帯させ、改造、付属品の装着・取り外しを行わない限り、今年度金額を協定し、全損時臨時費用を付帯させること。ただし、自家用普通貨物車、特殊用途自動車は除いても構わない。  
 ・対人賠償は、臨時費用を不担保にしてもよい。  
 ・人身傷害は、被保険自動車搭乗中のみを補償すること。  
 ・搭乗者傷害は付帯しないこと。  
 ・人身傷害・自損事故・無保険車傷害は、従業員の就業中不担保特約を適用すること。  
 ・臨時代替車担保とする。ただし、適用可能な車種のみ。  
 ・対人・対物賠償の損害賠償請求権者は、保険会社に対し直接請求できるものとする。  
 ・事故サービスにおいて、年間を通じて24時間の連絡ができ、また迅速に対応できる体制であること。  
 ・また連絡体制が分かる一覧(電話番号、ファックス番号、Eメールアドレスを明記)を提出すること。  
 ・入札公告日以降保険始期前の新規取得自動車は、全車両一括付保特約の第一回通知日に所定の書面により通知することで担保すること。なお入札日は保険契約を締結した日とする。  
 ・フリート決定料率の変更又は確定となった場合は、保険始期後に差額を追徴又は返戻すること。  
 <6>その他

### 4. ヨット・モーターボート総合保険

- <1>保険種類・使用約款 名称は問わないが、小型船舶の各種損害を総合的に補償するもの。  
 (いわゆるヨット・モーターボート総合保険)  
 <2>保険の目的 保険契約者が所有する全小型船舶 (別紙7のとおり)  
 <3>担保内容
- |              |                  |                        |
|--------------|------------------|------------------------|
| 賠償責任         | 1事故につき1億円(免責1千円) |                        |
| 搭乗者傷害(普通条件)  | 1名につき1事故につき      | 1,000万円<br>1,000万円×定員数 |
| 捜索救助費用       | 200万円            |                        |
| 船体補償(免責10万円) | NIES'94          | 760万円                  |
|              | 環境研              | 110万円                  |
- <4>付帯する特約条項等  
 ・協定保険価額特約

### 5. 賠償責任保険

- <1>保険種類 総合賠償責任保険  
 使用約款 以下の特別約款及び特約条項とする。  
 ・施設所有管理者特別約款  
 ・昇降機特別約款  
 ・受託者特別約款  
 ・借家人賠償責任特約条項  
 ・漏水担保特約条項(施設特別約款用)  
 ・漏水担保特約条項(受託者特別約款用)  
 ・管理財物担保特約条項  
 ・初期対応費用担保特約条項  
 (事故現場の保存費用、事故原因調査費用、後片付費用、通信費など)  
 ・訴訟対応費用担保特約条項  
 (文書作成費用、交通費及び宿泊費、超過勤務手当、増設コピーの賃借費用など)  
 ・被害者対応費用(見舞費用)特約条項  
 ・人格権侵害担保特約(施設特別約款用)  
 ・海外活動担保特約  
 ・原子力危険不担保特約条項  
 ・日付認識に関する損害等不担保特約条項  
 ・アスベスト危険不担保特約  
 ・共通てん補限度額特約(対人・対物共通)

- ・複数特別約款共通でん補特約
- <2>被保険者 国立研究開発法人国立環境研究所、同法人の役員及び当該研究所の研究活動のために従事又は従事する者の補助を行うもの全て。
- <3>保険の目的 国立研究開発法人国立環境研究所が所有、使用、管理する全ての施設及び研究活動に起因する事故によって被保険者が被る損害賠償責任。
- <4>でん補限度額 10億円(対人・対物賠償共通、1事故/保険期間中)  
ただし、以下のサブリミットを設定する。
  - ・初期対応費用担保特約条項については、1事故・保険期間中 1,000万円限度
  - ・訴訟対応費用担保特約条項については、1事故・保険期間中 1,000万円限度
  - ・被害者対応費用(見舞費用)特約条項については、事故の日から1年以内に被保険者が負担した見舞品の購入、見舞金又は弔慰金に要した費用
 1名、1事故、保険期間中限度額及び費目ごとの限度額は各社約款に従う。  
ただし、対物事故に対する対応費用について別途特約の必要がある場合はこれを付帯し、1事故につき10万円を限度とする。
  - ・使用不能損害特約条項については 1事故・保険期間中 100万円限度
  - ・人格権侵害担保特約については、1名につき100万円限度かつ1事故・保険期間中 1,000万円限度
  - ・受託財物については50,000千円限度(1事故/保険期間中)
- <5>免責金額 なし  
(使用不能損害特約条項については規定上、免責金額の設定が必要な場合、必要最低額を設定することを可とする。)
- <6>その他
  - (1)施設所有管理者特別約款における対象施設にドローンを含み、ドローンの操縦、飛行に起因する対人賠償、対物賠償を補償の対象とする。
  - (2)借家人賠償特約条項の対象施設は、国立研究開発法人国立環境研究所がその業務を遂行する上で借用する他人が所有する全施設。現時点では、陸別成層圏総合観測所など。ただし、保険期間中途での新規借用施設は自動担保とする。
  - (3)初期対応費用担保特約条項、訴訟対応費用担保特約条項、被害者対応費用(見舞費用)特約条項については、被保険者の法律上の賠償責任の有無を問わず適用とする。
  - (4)損傷等のない財物の使用不能損害は、法律上の賠償責任を負担する場合を補償対象とする。
  - (5)管理財物担保特約条項の管理財物とは、国立研究開発法人国立環境研究所がその業務を遂行する上で使用及び管理する他人が所有する全施設。現時点では、陸別成層圏総合観測所など。
  - (6)保険料の確定精算は、追徴の場合には、追徴保険料が年間保険料の10%を超える場合にのみ行う。ただし、返還の場合には特段の基準を設けない。
  - (7)国立研究開発法人国立環境研究所の職員、パートタイマー、アルバイト(学生含む)等、当該研究所の業務に従事する者(臨時雇も含む)に対する求償権は、故意或いは重過失の場合を除き不行使とする。
  - (8)サイバー攻撃による損害(火災・破裂・爆発その他の事象によるもの)は補償対象外とする。

## 6. 役員傷害保険

- <1>保険種類 普通傷害保険普通保険約款及び各社が使用する特別約款等による。
- <2>被保険者 国立研究開発法人国立環境研究所の政府管掌労災に加入できない役員(5名)とする。(別紙8のとおり)
- <3>担保内容 保険金は、業務上の理由により、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に対して支払う。
  - ①死亡保険金…… 事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
  - ②後遺障害保険金…… 事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき
  - ③入院保険金…… 事故によるケガがもとで、医師の診断に基づき入院したとき、事故の日からその日を含めて180日以内を限度とする。
  - ④手術保険金…… 事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内にケガの治療のため所定の手術を受けたとき
  - ⑤通院保険金…… 事故によるケガがもとで、通院により医師の治療(往診による治療を含む)を受けたとき、事故の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、実通院日数として90日を限度とする。
- <4>保険金額 1名につき
 

	保険金額	備考
死亡保険金	5,000万円	
後遺障害保険金		等級により100%～4%
入院保険金	10,000円	1日につき
通院保険金	5,000円	1日につき
手術保険金	(手術種類につき)入院中:入院保険金日額×10倍、入院中以外:入院保険金日額×5倍	
- <5>特約条項
  - ①天災危険担保特約条項
  - ②就業中のみ危険担保特約条項(通勤途上を含む)
  - ③法人特約(保険金受取人=契約者)

## 7. 普通傷害保険(準記名式)

- <1>保険種類 普通傷害保険
- 使用約款 普通傷害保険普通保険約款及び各社が使用する特別約款による。
- ※下記<2>被保険者①②③が国立研究開発法人国立環境研究所の業務に従事している間に身体障害を被った場合に、同研究所が費用を支出することによって被る損害に対して保険金が支払われる業務災害補償保険や業務災害総合保険等の新種保険でも可とする。この場合、被保険者、補償対象者を次のとおりとする。
- <2>被保険者:国立研究開発法人国立環境研究所 補償対象者:①客員研究員②検討会出席及びセミナー等講演者③研究協力者

- 〈2〉被保険者 保険契約者と直接雇用関係になく、かつ当研究所が受入手続きを取っている下記の者（1日の最高稼働人数130名）  
 ① 客員研究員  
 ② 検討会出席及びセミナー等講演者  
 ③ 研究協力者
- 〈3〉担保内容 保険金は、業務上の理由により、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に対して支払う。  
 ※業務災害補償保険等の新種保険の場合、保険金は補償対象者が業務に従事している間に身体障害を被り被保険者が費用を支出することによって被る損害に対して支払う。この場合、下記①～⑤に記載の「事故によるケガ」は身体障害（各社約款の記載内容に従う）とする。  
 ①死亡保険金…… 事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき  
 ②後遺障害保険金…… 事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき  
 ③入院保険金…… 事故によるケガがもとで、医師の診断に基づき入院したとき、事故の日からその日を含めて180日以内を限度とする。  
 ④手術保険金…… 事故によるケガがもとで、事故の日からその日を含めて180日以内にケガの治療のため所定の手術を受けたとき  
 ⑤通院保険金…… 事故によるケガがもとで、通院により医師の治療（往診による治療を含む）を受けたとき、事故の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、実通院日数として90日を限度とする。
- 〈4〉保険金額 1名につき
- |         | 保険金額                                      | 備考           |
|---------|-------------------------------------------|--------------|
| 死亡保険金   | 3,000万円                                   |              |
| 後遺障害保険金 |                                           | 等級により100%～4% |
| 入院保険金   | 5,000円                                    | 1日につき        |
| 通院保険金   | 2,500円                                    | 1日につき        |
| 手術保険金   | (手術種類につき)入院中:入院保険金日額×10倍、入院中以外:入院保険金日額×5倍 |              |
- 〈5〉特約条項  
 (1) 免責日数は設定しないこと。  
 (2) 就業中のみ担保(往復途上を含む)  
 (3) 準記名式(一部付保)  
 (4) 天災危険担保特約条項  
 (5) 保険期間中に特定感染症、O-157による身体障害を被り、事故の日からその日を含めて180日以内に生じた入院、通院、後遺障害を担保する。  
 ※上記(1)～(5)は普通保険約款等で補償される場合は、特約条項によるものでなくても可とする。

## 8. 海外旅行保険

- 〈1〉保険種類 海外旅行保険  
 使用約款 海外旅行保険普通保険約款及び各社が使用する特別約款等による。
- 〈2〉目的 国立研究開発法人国立環境研究所の研究活動のため海外出張する者のケガによる死亡・後遺障害及び疾病による死亡を補償するもの。
- 〈3〉契約方式(企業包括契約方式あるいは一般包括契約)
- 〈4〉被保険者 ①国立研究開発法人国立環境研究所が出張命令又は出張依頼した、出張開始時において満81歳未満の者全員(雇用関係のない者)  
 ②国立研究開発法人国立環境研究所が出張命令又は出張依頼した、出張開始時において満81歳未満の者全員(契約者の役職員)
- 〈5〉保険期間 被保険者が出張を開始した日から終了する日までの期間
- 〈6〉備付台帳 契約者は、各被保険者につき次の各号の明細を、1ヶ月単位で出発日順に記入し、保管する。  
 (1) 被保険者名  
 (2) 年令  
 (3) 保険期間(出張期間)  
 (4) 保険金額  
 (5) 旅行先(出張地名)
- なお、保険会社はいつでも台帳ならびにその記載内容を証明する書類を閲覧できるものとする。  
 毎月末日を締切日とし、締切日前1ヶ月間(締切日を含む)に出発した被保険者につき、締切日後15日以内に保険会社に提出し、通知する。
- 〈7〉出張者通知 インターネットでの報告・申込み手続きとする。
- 〈8〉保険料 前年度実績(令和元年度)により算出される予納保険料を支払い、保険期間終了後に保険料の精算を行う。  
 ただし、予納保険料は年間相当分とする。
- 〈9〉保険金額 1名につき
- ①(雇用関係のない者)
- |           |         |
|-----------|---------|
| 傷害死亡・後遺障害 | 3,000万円 |
| 疾病死亡      | 3,000万円 |
| 治療・救済者費用  | 600万円   |
- ②(契約者の役職員)
- |           | ビザ取得用・フィールドワーク用以外 | ビザ取得用   | フィールドワーク用 |
|-----------|-------------------|---------|-----------|
| 傷害死亡・後遺障害 | なし                | 1,500万円 | なし        |
| 疾病死亡      | なし                | 1,500万円 | なし        |
| 治療・救済者費用  | 600万円             | 1,500万円 | 1億円       |
- 〈10〉被保険者数 年間486人(見込み延人数 ①33人 ②453人) ※詳細は別紙9-1・2の通り[令和6年度実績]
- 〈11〉備考 (1)同一の航空機、船舶等の交通常用具に搭乗する被保険者のこの保険契約における死亡・後遺障害保険金の合計額が20億円を超える場合には、保険契約者は事前に保険会社へ通知する。  
 (2)上記①②は保険証券が分かかれても構わない。  
 (3)証券作成は契約者によるインターネットでの報告・申込み手続きとする。よって落札会社は令和8年3月31日までに証券作成が可能となるようにすること。なお①が規定により対応できない場合は別途打ち合わせの上決定する。

## 9. 労災総合保険

- 〈1〉保険種類 労災総合保険普通保険約款  
 使用約款
- 〈2〉被保険者 国立研究開発法人国立環境研究所  
 被保険者の使用者で政府管掌労災保険の被保険者全て(非常勤職員を含む。)
- 〈3〉被用者 ・業種区分 94  
 平均被用者数937名、賃金総額51億7,778.7万円 [令和6年度実績]
- 〈4〉担保内容 **I 法定外補償条項**  
 (1)被保険者の被用者が業務上又は通勤途上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法定外補償規程等に基づき、災害補償金の支払い責任を負担することによって被る損害に対して、下記<5>に定める保険金額を限度として被保険者に保険金を支払うものとする。  
 (2)保険金は、労働者災害補償保険法等によって給付が決定された場合に限るものとし、身体の障害区分については労働者災害補償保険法等による決定に従うものとする。  
 (3)同一の被用者が被った身体の障害については、死亡に対する法定外補償金と後遺障害に対する法定外補償金の重複支払いは行われず、いずれか高い金額を限度とする。  
**II 使用者賠償責任条項**  
 (1)被保険者の被用者が業務上又は通勤途上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額が、次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合に、その超過額を被保険者に支払うものとする。  
 i)労働者災害補償保険法等により給付されるべき金額(この金額には「特別支給金」を含みません。)  
 ii)自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済又は自動車損害賠償補償事業により支払われるべき金額  
 iii)法定外補償規程等により被保険者から被用者又はその遺族に支払われるべき金額  
 (2)賠償保険金は、労働者災害補償保険法等によって給付が決定された場合に限るものとする。  
 (3)被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する費用で、普通保険約款に定めるものを被保険者に支払うものとする。

<5>保険金額

I 法定外補償条項

被保険者における法定外災害補償規程による定額方式

	業務上(万円)	通勤途上(万円)
死亡	1,860	1,055
後遺障害1級	1,540	915
後遺障害2級	1,500	885
後遺障害3級	1,460	855
後遺障害4級	875	520
後遺障害5級	745	445
後遺障害6級	615	375
後遺障害7級	485	300
後遺障害8級	320	190
後遺障害9級	250	155
後遺障害10級	195	125
後遺障害11級	145	95
後遺障害12級	105	75
後遺障害13級	75	55
後遺障害14級	45	40

II 使用者賠償責任条項

1名1億円、1事故3億円(免責0円)

<6>付帯する特約条項等

I 法定外補償条項

通勤災害担保特約条項

II 使用者賠償責任条項

通勤災害担保特約条項

費用内枠払い特約条項

I・II 共通

保険料確定特約

職業性疾病担保特約条項

天災危険担保特約

アスベスト危険・じん肺危険不担保特約条項

以上

## 保 険 概 要 書

令和7年3月31日現在

ご契約者名	国立研究開発法人 国立環境研究所				
所在地別職員	総合計：	1311 人			
	事業所名	職員	契約職員 (パートタイム含む)	客員研究員 研究協力者 等	計
	国立環境研究所	283	601	367	1251
	水環境保全再生研究ステーション	0	4	0	4
	福島地域協働研究拠点	16	31		47
	琵琶湖分室	3	6	0	9
	落石	0	0	0	0
	波照間	0	0	0	0
	沖縄辺戸岬	0	0	0	0
	水道水質研究和光分室	0	0	0	0
	計	302	642	367	1311
役職員都道府県別人員構成	別紙1のとおり				
エスカレーター	なし				
エレベーター	別紙2のとおり				
所在地一覧表	別紙3のとおり				
ボイラー	別紙4のとおり				
過去の事故歴	別紙5のとおり				
自動車	別紙6のとおり				
小型船舶	別紙7のとおり				
役員傷害・被保険者リスト	別紙8のとおり				
海外旅行保険実績	別紙9-1・2のとおり				

国立環境研究所 【別紙1 役職員都道府県別人員構成】

都道府県別	事業所数	令和7年3月31日現在				令和6年3月31日現在			
		令和6年度実績	令和5年度実績			令和6年度実績	令和5年度実績		
		人員計	役員	職員	その他	人員計	役員	職員	その他
北海道		0				0			
青森		0				0			
岩手		0				0			
宮城		0				0			
秋田		0				0			
山形		0				0			
福島	1	47	0	16	31	46	0	15	31
茨城	1	893	5	283	605	883	5	276	602
栃木		0				0			
群馬		0				0			
埼玉	1	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉		0				0			
東京		0				0			
神奈川		0				0			
新潟		0				0			
富山		0				0			
石川		0				0			
福井		0				0			
山梨		0				0			
長野		0				0			
岐阜		0				0			
静岡		0				0			
愛知		0				0			
三重		0				0			
滋賀	1	9	0	3	6	12	0	4	8
京都		0				0			
大阪		0				0			
兵庫		0				0			
奈良		0				0			
和歌山		0				0			
鳥取		0				0			
島根		0				0			
岡山		0				0			
広島		0				0			
山口		0				0			
徳島		0				0			
香川		0				0			
愛媛		0				0			
高知		0				0			
福岡		0				0			
佐賀		0				0			
長崎		0				0			
熊本		0				0			
大分		0				0			
宮崎		0				0			
鹿児島		0				0			
沖縄	1	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	5	949	5	302	642	942	5	295	642

## エレベータ施設一覧表

会社名	建物番号	設置場所	設置月日	停止階数	速度 (m/min)	積載荷重 (kg)	備考
三菱	1	研究本館 I 研究第1棟	2000年3月	4	45	1,000	
	23	研究本館 I 研究第2棟	2005年2月	4	45	750	
	57	研究本館 III	1995年7月	3	60	1,350	
	12	生物環境調節実験施設 (旧植物1棟)	2005年2月	3	45	1,000	
	49	生態系実験施設・環境保健研究棟 (旧植物2棟・騒音実験棟)	2010年3月	4	45	1,000	
	20	水環境実験施設 (旧水生生物実験棟)	2006年2月	3	45	750	
	31	土壌実験棟	2010年3月	3	45	1,000	
	50	研究本館 II 共同研究棟	2010年3月	4	45	1,000	
	43	研究本館 II 共同利用棟	2006年2月	3	45	750	
	56	環境遺伝子工学実験棟	1993年6月	2	45	600	
	33	RI実験棟 (旧特殊計測棟)	1978年2月	3	15	200	ダムウエータ (小荷物専用)
	52	環境生物保存棟1 (旧系統微生物棟)	1983年12月	2	20	300	ダムウエータ (小荷物専用)
	53	大気共同実験棟	1983年11月	2	20	300	ダムウエータ (小荷物専用)
	59	環境リスク総合研究棟	2001年4月	4	60	1,000	
	60	地球温暖化研究棟	2001年4月	3	60	900	
	61	循環・廃棄物研究棟	2002年3月	3	60	900	
	62	環境生物保存棟2	2002年5月	3	60	900	
	40	大気汚染質実験棟 (旧多目的実験棟)	2002年6月	8	45	600	
	65	環境試料タイムカプセル棟	2004年2月	2	45	1,000	
	日立	66	ナノ粒子健康影響実験施設	2005年3月	5	60	750
66		ナノ粒子健康影響実験施設	2005年3月	2 (4~5F)	20	300	ダムウエータ (小荷物専用)
クマ リフト	17	動物1棟	2003年3月	7	45	750	
	17	動物1棟	2003年3月	4	45	750	
中央エレ ベーターエ 業機	33	RI実験棟 (旧特殊計測棟)	2011年3月	2	23	500	ダムウエータ (小荷物専用)
	1	研究本館 I 研究第1棟	2015年3月	2	4.8	240	段差解消機
機メイキコ ウ	1	研究本館 I 研究第1棟	2015年3月	1	1	180	段差解消機
合計 26基							

所在地一覧表

符号	事業所名		所在地	敷地面積 (㎡)	備考
1	国立環境研究所		茨城県つくば市小野川16-2	230,639.20	敷地
2	水環境保全再生研究ステーション		茨城県稲敷郡美浦村大字大山	69,019.81	敷地
3	地球環境モニタリングステーション (波照間)	借用	沖縄県八重山郡竹富町字波照間伊勢野原4793-2	875.00	敷地
4	地球環境モニタリングステーション (落石岬)	借用	北海道根室市落石西243-1、243-2、244-2	5,268.00	敷地
5	天塩CC-LaGサイト	借用	北海道天塩郡幌延町 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 森林圏ステーション北管理棟 天塩研究林151林班内	100.00	敷地
6	苫小牧フラックスリサーチサイト	借用	北海道苫小牧市高丘湧水場 高丘94番地先	27,813.13	敷地
7	陸別成層圏総合観測室	借用	北海道苫小牧市植苗国有林 胆振東部森林管理署1198林班い・ほ小班	53.82	占有
8	自動定点カメラ設置敷	借用	北海道足寄郡陸別町字陸別345番地 陸別銀河の森天文台内 (借用)	0.27	敷地
9	沖繩辺戸岬大気・エアロゾル観測ステーション	借用	長野県松本市安曇上高地国有林106イ林小班 (槍ヶ岳山荘)	950.00	敷地
10	富士北麓フラックス観測サイト	借用	沖縄県国頭郡国頭村大字宜名真字長根原1000番の一部	85.00	敷地 ※本柱・地下ケーブル舎
11	調査船地消波堤、浮桟橋、湖水導入施設、防波堤、進入防止柵	借用	山梨県富士吉田市上吉田字河原5599 486林班イ4小班	4,087.00	敷地
12	バイオエコエンジニアリング実験施設汚水返水施設	借用	茨城県稲敷郡美浦村大字大山1111	210.93	敷地
13	濁度センサー、自動採水システム設置	借用	福島県南相馬市原町区馬場字滝76-1	2.50	敷地
14	琵琶湖分室	借用	滋賀県大津市柳ヶ崎5-34 琵琶湖環境科学研究所センター	99.39	占有
15	琵琶湖分室・矢橋島岬ベース	借用	滋賀県草津市矢橋町字扇柳2108番地 淡海環境プラザ	365.20	占有
16	福島地域協働研究拠点	借用	福島県田村郡三春町深作10-2 福島県環境創造センター研究棟	2,681.03	占有
17	福島南相馬美談室 (南相馬市小高コミュニティセンター)	借用	福島県南相馬市小高区姥沢字藤沼50-1	44.94	占有
18	福江島大気環境観測施設	借用	長崎県五島市三井楽町浜の畔489番地5	42.00	敷地
19	東京スカイツリー大気観測スペース	借用	東京都墨田区押上1丁目1-2 東京スカイツリー・タワー街区 機器室	6.00	占有
20	水道水質研究和光分室	借用	埼玉県和光市南2-3-6 国立保健医療科学研究所別館棟	532.29	占有
	合計	20ヶ所		342,875.51	

(注意)

※ 紫色は敷地(土地)であり、そのため借家人賠償責任保険は対象外となります。  
 その他、施設情報については、下記HPの紹介サイトを参照のこと。  
 研究所マップ <https://www.nies.go.jp/sisetu/map/index.html>  
 所外実験施設 <https://www.nies.go.jp/sisetu/kogai/index.html>  
 福島地域協働研究拠点 <https://www.nies.go.jp/fukushima/index.html>  
 琵琶湖分室 <https://www.nies.go.jp/sosiki/biwako.html>

〔国立環境研究所-別紙4〕

ボイラー設置内訳

項目	内容	備考
設置場所	エネルギーセンター	1台
建物番号	3 (共通設備棟)	
購入年度	2014年	
メーカー名	(株) ヒラカワガイダム	
製品名	MPボイラー (ガス焚きろ炉筒煙管ボイラー)	
伝熱面積	94.2㎡	
蒸発量	10 t/h	

設置場所	エネルギーセンター	5台
建物番号	3 (共通設備棟)	
購入年度	2021年	
メーカー名	(株) 日本サーモエナー	
製品名	小型貫流ボイラー	
伝熱面積	9.8㎡	
蒸発量	2.0t/h	

設置場所	地球温暖化研究棟	2台
建物番号	61 (地球温暖化研究棟)	故障していて、修理の予定なし
購入年度	2000年	
メーカー名	三浦工業(株)	
製品名	小型貫流ボイラー	
伝熱面積	8.67㎡	
蒸発量	0.75 t/h	

設置場所	環境試料タイムカプセル棟	1台
建物番号	67 (環境試料タイムカプセル棟)	故障していて、修理の予定なし
購入年度	2003年	
メーカー名	三浦工業(株)	
製品名	小型貫流ボイラー	
伝熱面積	4.9㎡	
蒸発量	0.5 t/h	

設置場所	環境リスク研究棟	2台
建物番号	60 (環境ホルモン総合研究棟)	
購入年度	2019年	
メーカー名	三浦工業(株)	
製品名	小型貫流ボイラー	
伝熱面積	4.58㎡	
蒸発量	0.8 t/h	

過去5年間の事故歴

年度別一覧： 自動車にかかるものは除く（自動車保険はフリート優良割引率のとおり）

年度	施設名	損害を受けたもの	原因	受取保険金 (単位：千円)	備考
2025	-	海外旅行保険	疾病	(見込み 50)	海外旅行保険(対応中)
	琵琶湖分室(草津)	設備什器等	電氣的・機械的事故	202	財産保険
2024	-	海外旅行保険	疾病	10	海外旅行保険
	-	海外旅行保険	疾病	16	海外旅行保険
2023	管理分析棟	建物、設備什器等	火災	154,787	財産保険
	ナノ粒子健康影響実験棟	設備什器等	火災	48,508	財産保険
	-	海外旅行保険	疾病	6	海外旅行保険
	-	海外旅行保険	疾病	4	海外旅行保険
	-	海外旅行保険	疾病	11	海外旅行保険
	-	海外旅行保険	疾病	16	海外旅行保険
	-	海外旅行保険	疾病	5	海外旅行保険
	-	海外旅行保険	疾病	8	海外旅行保険
2022	-	海外旅行保険	疾病	134	海外旅行保険
2020	水環境保全再生 研究ステーション	設備什器等	不測かつ突発的事故	157	海外旅行保険
				2,646	財産保険

車両明細書

符号	区分	種別用途	車両名	プレート番号	型式	車台番号	乗車定員	初度登録月日	2026年度	備考
1	自家用	普通・乗用	トヨタ ヴェルファイア	つくば3000U9597	DBA-AGH30W	AGH30-0187663	8人	平30年5月	170	リース契約 (H30.5~R9.4.30) 所有者：(株)トヨタレンタリース茨城
2	自家用	普通・乗用	三菱 アウトランダー	つくば3000S724	DBA-GF8W	GF8W-0402541	7人	平30年6月	115	リース契約 (H30.6~R8.5.31) 所有者：三菱オートリース(株)
3	自家用	普通・特殊	WELLS CARGO	つくば8000S212	不明	1WC200J28B 7019055	-	平22年12月	180	被牽引車両(本体+付属品) 検査測定トレーラ
4	自家用	小型・貨物	トヨタ ハイエース	つくば4000Z7239	3BF-TRH200V	TRH200-0332063	3(6)人	令3年1月	165	リース契約 (R3.1~R8.3.31) 所有者：(株)トヨタレンタリース茨城
5	自家用	普通・貨物	トヨタ ハイエース	つくば1000Z9944	3BF-TRH200K	TRH200-0331960	3(6)人	令3年1月	155	リース契約 (R3.1~R8.3.31) 所有者：(株)トヨタレンタリース茨城
6	自家用	普通・乗用	トヨタ プリウスPHV	つくば3000S9268	DLA-ZVW52	ZVW52-3103294	4人	平31年1月	165	リース契約 (H31.1.7~R9.12.31) 所有者：(株)トヨタレンタリース茨城
7	自家用	小型・乗用	ホンダ フリード	福島502の2685	6AA-GB8	GB8-3210326	5人	令和6年3月	210	リース契約 (R6.4.1~R8.3.31) 所有者：大和リース(株)
8	自家用	普通・乗用	ホンダ ステップワゴン	福島301は7747	6AA-RP8	RP8-1043574	7人	令5年11月	285	リース契約 (R5.12.1~R8.3.31) 所有者：大和リース(株)
9	自家用	普通・乗用	スバル インプレッサ	つくば3000の2060	DBA-GP3	GP3-011180	5人	平25年10月	50	リース契約 (R7.4.1~R8.3.31) 所有者：ニッポンレンタカーサービス(株)
10	自家用	小型・乗用	ホンダ フリード	福島502の2686	6AA-GB8	GB8-3210650	5人	令和6年3月	220	リース契約 (R6.4.1~R8.3.31) 所有者：大和リース(株)
11	自家用	小型・乗用	トヨタ プロボックス	滋賀4000T8660	NHP160V	NHP160-0134319	2(5)人	令和7年4月	180	リース契約 (R7.4.18~R8.3.31) 所有者：(株)トヨタレンタリース滋賀
12	自家用	小型・貨物	トヨタ プロボックス	滋賀4000T4367	NHP160V	NHP160-0073350	2(5)人	令和5年3月	130	リース契約 (R7.4.1~R8.3.31) 所有者：(株)トヨタレンタリース滋賀
13	自家用	小型・貨物	トヨタ プロボックス	つくば4000T6662	NHP160V	NHP160-0117196	2(5)人	令和6年11月	160	リース契約 (R6.11.1~R10.10.31) 所有者：(株)トヨタレンタリース茨城
14	自家用	普通・乗用	トヨタ RAV4	つくば301さ5922	AXAP54	AXAP54-0012873	5人	令和7年6月	440	リース契約 (R7.6.1~R12.5.31) 所有者：(株)トヨタレンタリース茨城

船舶明細書

番号	名称	船体					機関					定員 (人)	船体価額 (万円)		
		検査済票の 番号	船質	長さ (LR)	全長区分	製造者名 型式	製造番号	予備検査番号	機関の種類	製造者名	製造者 型式			製造番号 (エンジンNo.)	予備検査番号
1	NIES' 94 (1994.2.28)	第240 -35764号	FRP	8.1m	7m以上 12未満	ヤマハ発動機(株) S-299	S-299	40-944042	船外機	ヤマハ発動機(株)	6AL	1002467	42-1110707	200.0PS	760
2	環境研 (2021.2.15)	第232 -46595号	FRP	5.56m	7m未満	ヤマハ発動機(株) GNO-B	GNO4- 0230109	93-2010651	船外機	ヤマハ発動機(株)	6C1	1089994	-	50.0PS	110

※船体価額は、購入金額の4割にて設定した時価額とする。免責金額は10万円。

※船舶の保管場所

1. NIES94号 (株)ラクスマリナー (茨城県土浦市川口2-13-6)
2. 環境研 水環境保全研究ステーション埠頭 (茨城県稲敷郡美浦村大字大山)

役員傷害保険

被保険者リスト (令和8年度)

	役職	被保険者	生年月日	年齢	性別	任期
1		未定				
2						
3						
4						
5						

令和8年4月1日予定

【国立環境研究所-別紙9-1】

国立環境研究所 海外旅行保険（役職員） **2024年度実績**（2024年4月1日～2025年3月31日 出発分）  
 合計453人（ビザ取得用・フィールドワーク以外421人、ビザ取得用2人、フィールドワーク用30人）

【ビザ取得用・フィールドワーク用以外】

保険期間	中国・韓国・台湾	その他アジア	欧州	アメリカ・カナダ	ハワイ	ミクロネシア	オセアニア	中南米	アフリカ	中近東	南西太平洋・その他
1											
2	2	4									
3	21	4		3			4				
4	40	17	2	1						2	
5	20	20	8								
6	10	19	18	13			1				
7	9	24	12	18			2	1			
8	2	10	15	14			2		1	2	
9	2	4	21	4				1	2	1	
10		2	4	6				4			
11	1	6	2					4			
12		4	3	1							
13				2							
14	1		6					1			
15	1										
16				2							
17		2						3			
18											
19								1			
20							1				
21				1							
22											
23			1								
24			1								
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32							1				
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49											
50											
51											
52											
53											
54											
55											
56											
57											
58											
59											
60											
2か月											
3か月											
4か月			1								
5か月											
6か月											
7か月			2								
8か月											
9か月											
10か月											
11か月											
12か月			1								
<b>421</b>	<b>109</b>	<b>116</b>	<b>97</b>	<b>65</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>11</b>	<b>15</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>0</b>



【国立環境研究所-別紙9-1】

国立環境研究所 海外旅行保険（役職員） **2024年度実績**（2024年4月1日～2025年3月31日 出発分）  
 合計453人（ビザ取得用・フィールドワーク以外421人、ビザ取得用2人、フィールドワーク用30人）

【フィールドワーク用】

保険期間	中国・韓国・台湾	その他アジア	欧州	アメリカ・カナダ	ハワイ	ミクロネシア	オセアニア	中南米	アフリカ	中近東	南西太平洋・その他
1											
2											
3											
4											
5		2									
6		5				1					2
7	2	2				1					
8		4				1					
9						2					
10						1					
11		1									
12		1									
13		1									
14				2							
15		1									
16											
17											
18											
19											
20				1							
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49											
50											
51											
52											
53											
54											
55											
56											
57											
58											
59											
60											
2か月											
3か月											
4か月											
5か月											
6か月											
7か月											
8か月											
9か月											
10か月											
11か月											
12か月											
<b>30</b>	2	17	0	3	0	6	0	0	0	0	2

【国立環境研究所-別紙9-2】

国立環境研究所 海外旅行保険（役員以外） **2024年度実績**（2024年4月1日～2025年3月31日 出発分）

保険期間	中国・韓国・台湾	その他アジア	欧州	アメリカ・カナダ	ハワイ	ミクロネシア	オセアニア	中南米	アフリカ	中近東	南西太平洋・その他	不明
1												
2	1	3										
3							1					
4	1	1										
5	2	3										
6	3		1									
7		1										
8	2	1										
9	1		1									
10	5											
11												
12		1										
13												
14												
15												
16												
17												
18		1										
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37		1										
38												
39												
40												
41												
42												
43		1										
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51		1										
52												
53												
54												
55		1										
56												
57												
58												
59												
60												
2か月												
3か月												
4か月												
5か月												
6か月												
7か月												
8か月												
9か月												
10か月												
11か月												
12か月												
<b>33</b>	15	15	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0

(1) 保険契約者と直接雇用関係になく、かつ当研究所が受入手続きを取っている下記の者

- ① 客員研究員
- ② 検討会出席及びセミナー等講演者
- ③ 研究協力者

	令和3年度契約	令和4年度契約	令和5年度契約	令和6年度契約	令和7年度契約	令和8年度契約
1日の最高稼働人数	130人	130人	130人	130人	130人	130人